

紀伊半島移住プロモーション事業業務委託について、次のとおり企画提案書の提案者を募集します。

平成28年 6月27日

紀伊半島移住プロモーション事業実行委員会
会長 大西 宏弥

1 業務概要

(1) 業務名

紀伊半島移住プロモーション事業業務委託

(2) 事業目的

同一の半島地域である奈良県・和歌山県・三重県が協働し、紀伊半島を1つのエリアとして移住プロモーションを実施することにより、情報発信力を高め、新たな暮らし方を提案することにより、単独の県では難しい新たな客層を開拓し、紀伊半島への移住・定住をより一層促進させる。

(3) 募集する業務の内容

紀伊半島地域への移住・定住を促進するため、以下の内容を基本としたプロモーションを行う。

- ① 紀伊半島地域での働き方や暮らし方などを専門誌やインターネット等複数の媒体でPRする。
- ② 都内の飲食店において一定期間の移住プロモーション事業を実施するとともに、紀伊半島の食材を使用したメニューの開発及び提供する。
- ③ 飲食店のプロモーション時期に合わせて、紀伊半島移住セミナー等のイベントの企画及び運営を行う。

(4) 委託上限額

金 14,040,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 委託期間

契約締結の日から平成29年3月15日まで

(6) 担当課

三重県地域連携部地域支援課内

紀伊半島移住プロモーション事業実行委員会事務局

〒514-8570 三重県津市広明町13

TEL: 059-224-2420 / FAX: 059-224-2219

電子メールアドレス: chiiki@pref.mie.jp

2 応募資格要件等

単独又は共同提案によるものとする。

ア 提案者の資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続

開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

- ③ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ④ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- ⑤ 三重県、奈良県、和歌山県にかかる入札参加資格停止又は落札資格停止の期間中でないこと。
- ⑥ 民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を確に遂行するに足る能力を有するものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- ⑦ 国税及び地方税について滞納がない者であること。
- ⑧ 本プロポーザル及びその後の委託契約に、不正又は不誠実な行為がないことを誓約できる者であること。
- ⑨ 審査委員会の委員でないこと。

イ 共同提案者の提案資格等

複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ① 必ず幹事者を決め、全提案者の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。その際、幹事者の印は契約時に使用するものと同一とすること。

また、業務の履行方式に応じた「特定委託業務共同企業体協定書」（様式1-2-1若しくは1-2-2）を提出すること。

※「分担履行型」（様式1-2-1）… 1つの業務について、さらに複数の細業務に分かれる場合、各構成員がそれぞれ分担する業務を責任を持って履行する方式

「共同履行型」（様式1-2-2）… 1つの業務について、あらかじめ定めた出資割合に応じて、各構成員が資金、人員、機械等を拠出して共同履行する方式

- ② 複数のJVに所属することはできない。また、JVに所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
- ③ 幹事者及び共同提案者については、前項①～⑨に該当することが必要である。
- ④ 幹事者及び共同提案者を変更することはできない。

※ 「参加意向申出書」の提出後に参加意向申出書の記載事項に変更が生じた場合には、参加意向申出書受付期間内に「参加意向申出書記載事項変更届出書」（様式1-3）を添えて、改めて「参加意向申出書」を提出すること。

ウ 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 上記（ア）及び（イ）の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- ② 複数の提案書等を提出したとき。
- ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ④ 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- ⑤ 提案書等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ⑥ そのほか不正な行為があったとき。

3 公募手続きの日程等

ア 参加意向申出書の受付期限及び場所

【持参の場合】

平成28年7月5日（火）午後3時持参分まで

【郵送の場合】

平成28年7月5日（火）午後3時到着分まで

三重県地域連携部地域支援課内

紀伊半島移住プロモーション事業実行委員会事務局

〒514-8570 三重県津市広明町13

TEL：059-224-2420/FAX：059-224-2219

イ 企画提案書に関する質問の受付期限及び場所

平成28年7月4日（月）午後3時まで

三重県地域連携部地域支援課内

紀伊半島移住プロモーション事業実行委員会事務局

〒514-8570 三重県津市広明町13

TEL：059-224-2420/FAX：059-224-2219

電子メールアドレス：chiki@pref.mie.jp

ウ 企画提案書の受付期間及び場所

【持参の場合】

平成28年7月6日（水）～ 7月20日（水）午後3時持参分まで

【郵送の場合】

平成28年7月6日（水）～ 7月20日（水）午後3時到着分まで

三重県地域連携部地域支援課内

紀伊半島移住プロモーション事業実行委員会事務局

〒514-8570 三重県津市広明町13

TEL：059-224-2420/FAX：059-224-2219

エ 企画プロポーザル（審査会）の実施

平成28年7月27日（水）（予定）※時間等の詳細については、後日応募者に連絡する。

一般財団法人大阪教育会館 たかつガーデン

大阪市天王寺区東高津町7-11

オ 委託予定事業者の決定 平成28年8月上旬

カ 契約締結 平成28年8月上旬

4 その他

①本件業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。

②提出された提案書等は返却しない。

③本件業務の詳細は、募集要領の示すところによる。

④審査結果については、審査終了後速やかに書面により参加事業者へに通知する。なお、審査結果（提案

事業者名、採点結果）は公表する。また、審査の結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

⑤募集要領及び仕様書は、奈良県、三重県、和歌山県ホームページでダウンロードできる。